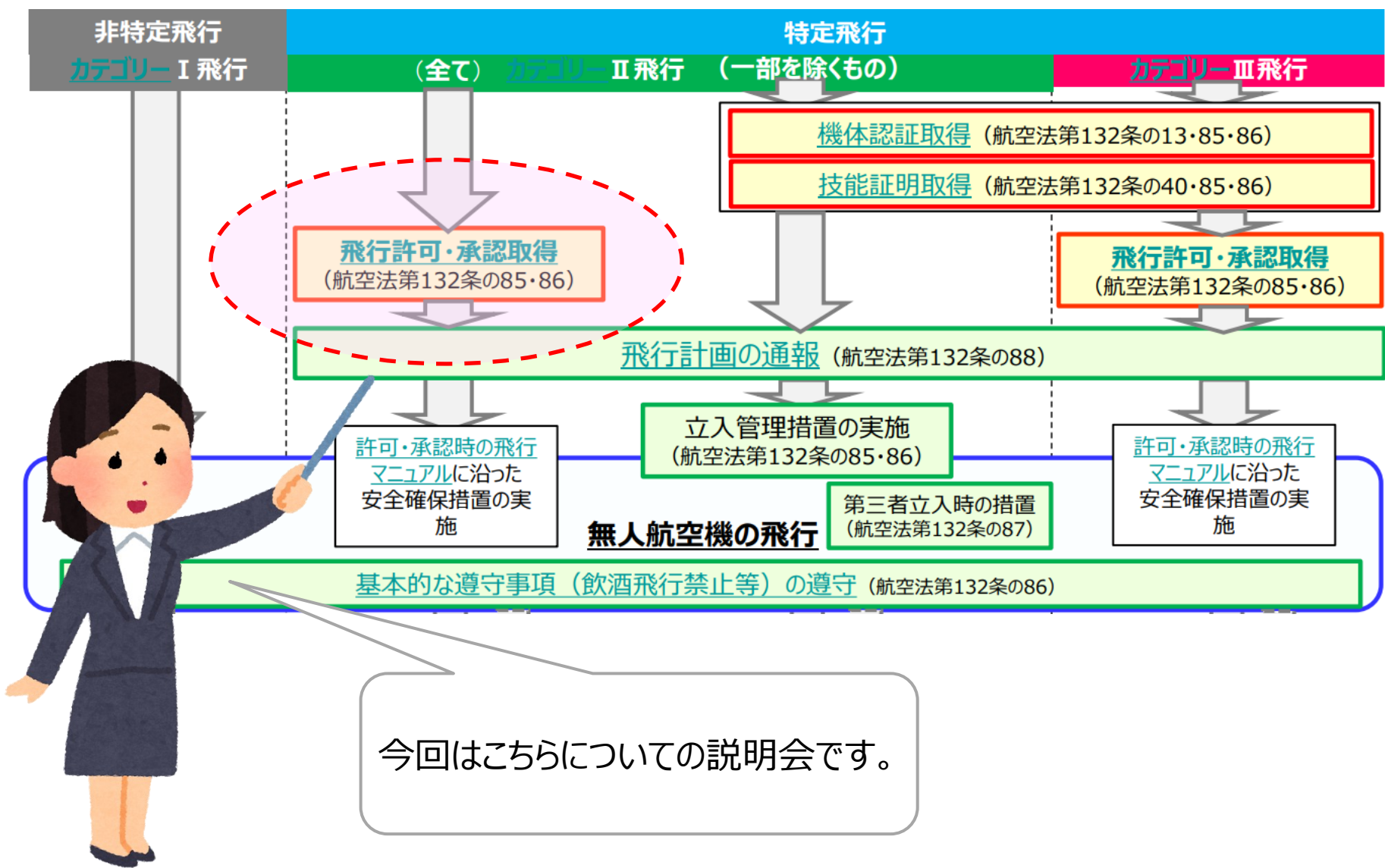


無人航空機の飛行に関する許可・承認の 審査要領（カテゴリーⅡ飛行）改正に 関する説明会

国土交通省 航空局 安全部
無人航空機安全課
令和7年11月



無人航空機で特定飛行を行うにあたり、飛行の許可・承認に係る
具体的な審査基準については、
「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領
(カテゴリー II 飛行)」に規定しております。

- 無人航空機の機能及び性能
- 無人航空機を飛行させる者の飛行経歴
並びに飛行させるために必要な知識及び能力

等の要件

今般、型式認証、機体認証及び無人航空機操縦者技能証明により許可・承認申請に係る手続の一部を簡略化する制度の運用開始より約 3 年が経過し、本制度の普及拡大及び令和 7 年 3 月の審査要領改正による申請手続の簡素化等を進めてきたことから、従来審査要領において許可・承認の申請手続の一部を省略可能としていた「ホームページ掲載無人航空機」及び「ホームページ掲載講習団体等が行う技能認証」に係る運用を廃止いたします。

また、無人航空機の安全な飛行を確保するために必要と考えられる手順等を定めた「航空局標準マニュアル」の公開により「航空局ホームページに掲載されている団体等が定める飛行マニュアル」の活用例が減少していることから、関係する運用を廃止いたします。

- 「ホームページ掲載無人航空機」及び「ホームページ掲載講習団体等が行う技能認証」に係る運用を廃止
- 「航空局ホームページに掲載されている団体等が定める飛行マニュアル」に係る運用を廃止

「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）」の改正は、

【令和7年12月18日（木）】を予定しておりますので、

本資料では、飛行の許可・承認制度の概要をはじめ、

その審査要領の改正内容並びに改正後の申請手続きに関する説明をいたします。

1

無人航空機の飛行のルール

2

飛行許可・承認における審査について

3

令和7年12月における審査要領の改正内容及び 申請手続きについて

4

今後の申請に係る注意事項

5

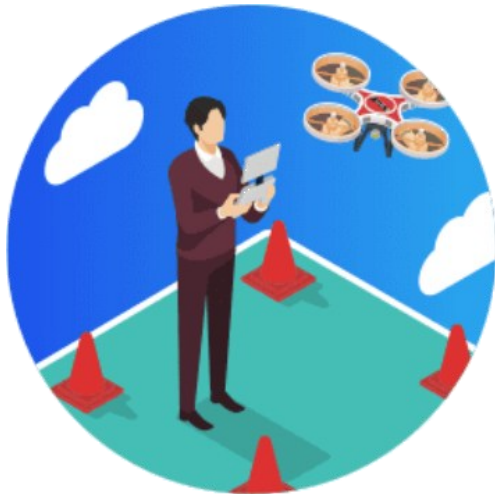
連絡事項

1 無人航空機の飛行のルール

【概要・再確認】

無人航空機を 規制されている空域 や 規制されている方法 で飛行させる場合、
飛行許可・承認申請手続きが必要です。

航空法で規制されている空域や方法で無人航空機を飛行させたい場合、
飛行許可・承認申請を行い、あらかじめ国土交通大臣の許可・承認を受ける必要があります。



航空法で 規制されている空域 や
規制されている方法 で行う飛行を

「 特定飛行 」

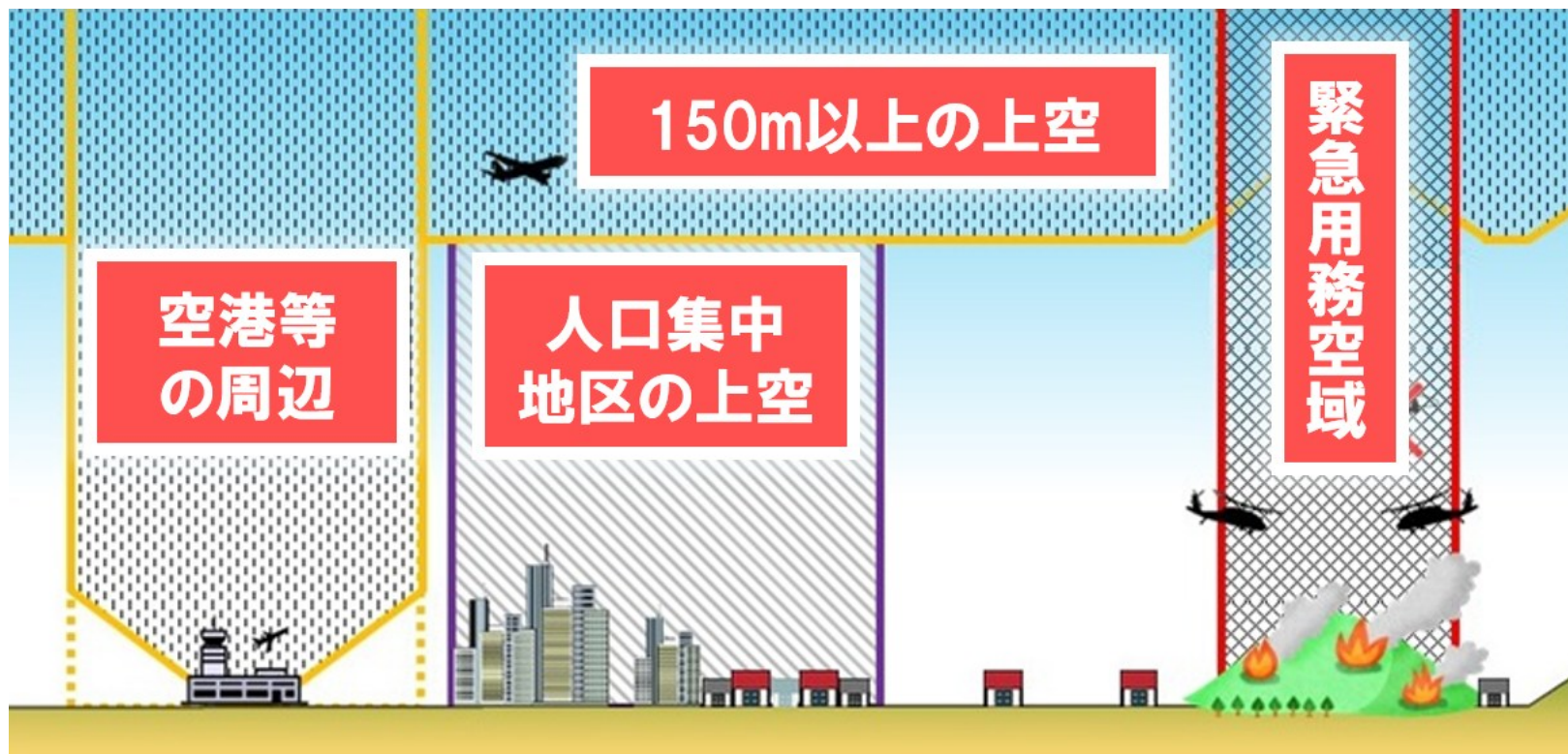
と呼びます。

※適切な許可・承認を得ずに飛行させる等した場合は懲役または罰金の対象となります。

※無人航空機はカテゴリーⅢ飛行を除き、第三者上空を飛行できません。

無人航空機で特定飛行を行う場合、飛行許可・承認申請が必要です。

特定飛行に該当する 空域 は、以下のとおりです。



無人航空機で特定飛行を行う場合、飛行許可・承認申請が必要です。

特定飛行に該当する 空域 は、以下のとおりです。



無人航空機で特定飛行を行う場合、飛行許可・承認申請が必要です。

特定飛行に該当する 飛行の方法 は、以下のとおりです。

夜間での飛行



目視外での飛行



人又は物件と距離を確保できない飛行



催し場所上空での飛行



危険物の輸送



物件の投下



航空法で 規制されている空域 や 規制されている方法 にあたる

「特定飛行」

を行う場合は、飛行許可・承認申請を行い、
あらかじめ国土交通大臣の許可・承認を受ける必要があります。

★ 一定の条件を満たす場合、許可・承認を不要とすることができます ★

人口集中地区の上空、夜間における飛行、目視外での飛行、人又は物件との間に30mの距離を保てない飛行であって、飛行させる無人航空機の最大離陸重量が25kg未満の場合については、立入管理措置を講じた上で、操縦者技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合、飛行マニュアルの作成等無人航空機の飛行の安全を確保するために必要な措置を講じることで、許可・承認を不要とすることができます。

※適切な許可・承認を得ずに飛行させる等した場合は懲役または罰金の対象となります。

※無人航空機はカテゴリーⅢ飛行を除き、第三者上空を飛行できません。

飛行形態に応じたカテゴリー分類

無人航空機の飛行は、そのリスクに応じて3つのカテゴリーに分類されます。

特定飛行に該当し、飛行の許可承認・申請が必要となる飛行は、
カテゴリーⅡ～Ⅲに分類されます。

本説明会においては、カテゴリーⅡに焦点を当てて進めていきます。

カテゴリーⅠ	特定飛行に該当しない飛行 航空法上の飛行許可・承認手続きは不要
カテゴリーⅡ	<u>特定飛行に該当する飛行</u> 無人航空機の飛行経路下において立入管理措置を講じた上で行う飛行 (＝第三者の上空を飛行しない)
カテゴリーⅢ	<u>特定飛行に該当する飛行</u> 無人航空機の飛行経路下において立入管理措置を講じないで行う飛行 (＝第三者の上空で特定飛行を行う)

※ 立入管理措置とは、無人航空機の飛行経路下において、第三者（無人航空機を飛行させる者及びこれを補助する者以外の者）の立入りを制限する措置を指します。

2 飛行許可・承認における審査について

【概要・再確認】

カテゴリーⅡの飛行許可・承認申請を受けた場合、
審査要領の内容に従って審査が行われます。

審査の対象となる事項 = 申請していただく事項 については、主に以下の4点です。

それぞれに対して、審査要領に定められた審査基準に適合するかを審査します。



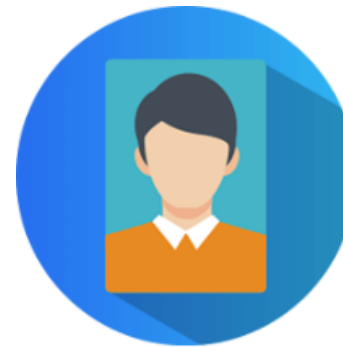
飛行概要

いつ、どこで、
どのような
飛行を行うか



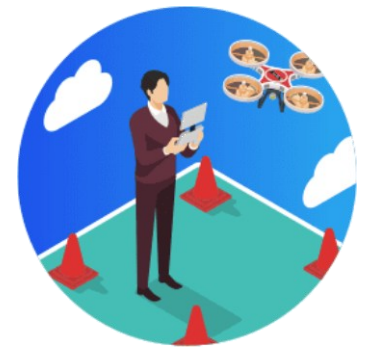
機 体

安全に飛行
することが
できる機体か



操 縦 者

安全に機体を
飛行させる
技能があるか



安全対策

安全を確保
するための
体制があるか

飛行許可・承認における審査について

カテゴリーⅡの飛行許可・承認申請を受けた場合、
審査要領の内容に従って審査が行われます。

審査の対象となる事項 = 申請していただく事項 については、主に以下の4点です。

それぞれに対して、審査要領に定められた審査基準に適合するかを審査します。



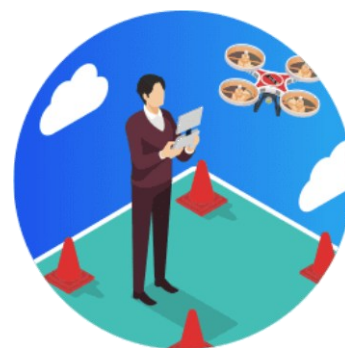
飛行概要



機 体



操 縦 者



安全対策

航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の
安全が損なわれるおそれがないと認められる

申請された飛行に対して、許可・承認書を発行

3 令和7年12月における審査要領の 改正内容及び申請手続きについて

制度改正の概要

令和7年12月の審査要領の改正により、許可・承認において「ホームページ掲載無人航空機」、「ホームページ掲載講習団体等が行う技能認証」「航空局ホームページに掲載されている団体等が定める飛行マニュアル」を活用した運用を廃止します。

主な改正点



機体 申請の資料の一部を省略する運用

改正前	「型式認証機・機体認証機」又は「ホームページ掲載無人航空機」に該当している場合
改正後	「型式認証機・機体認証機」の場合



操縦者 申請の資料一部を省略する運用

改正前	「操縦者技能証明」又は「民間技能認証」を保有している場合
改正後	「操縦者技能証明」を保有している場合



安全体制を示すマニュアルについて

改正前	「標準マニュアル」又は「航空局ホームページに掲載されている団体等が定める飛行マニュアル」、「リスク評価ガイドラインに基づき作成した飛行マニュアル」、「その他作成したマニュアル」の使用
改正後	「標準マニュアル」又は「リスク評価ガイドラインに基づき作成した飛行マニュアル」、「その他作成したマニュアル」の使用

機体の審査について

（「ホームページ掲載無人航空機」を活用した運用の廃止）

**令和7年12月の審査要領改正により、飛行許可及び承認申請で資料の一部を省略することを可能としていた「ホームページ掲載無人航空機」の運用を廃止します。
引き続き型式認証機又は機体認証機の場合は一部省略が可能です。**



ホームページ掲載無人航空機の制度開始から廃止の経緯

サーキュラー「量産無人航空機の実機確認要領」により、
量産の無人航空機に対して、申請手続きの簡素化のために航空局で基準の適合性を確認し、
ホームページに掲載することで、航空局で基準の適合性を確認しているため、当該型式の無人航空機を使用する場合は飛行許可・承認申請のとき、基本基準並びに5. に規定される飛行形態に応じた追加基準への適合性が省略されました。

令和4年の型式認証及び機体認証の制度の開始により、
その3年後にホームページ掲載無人航空機制度を終了することが宣言されていたことから、
令和7年12月の審査要領改正により廃止いたします。

令和7年12月の審査要領改正により、飛行許可及び承認申請で資料の一部を省略することを可能としていた「ホームページ掲載無人航空機」の運用を廃止します。
引き続き型式認証機又は機体認証機の場合は一部省略が可能です。



改正後の機体の審査について

- 型式認証機又は機体認証機の場合、飛行許可・承認申請で一部の資料の省略が可能です。
- 型式認証機又は機体認証機以外の機体の場合、審査要領を確認し、基本基準及び追加基準の適合性をご確認の上で申請が必要です。

※適合性が「否」の場合は、代替的安全対策をお示し頂きます。

今後の申請について <機体>

【現行】様式 2

機体（ホームページ掲載無人航空機）

2. ホームページ掲載無人航空機の場合には、改造の有無を記載し、「改造している」場合には、4. の項を記載すること。^{*2}

改造の有無 : ☒ 改造していない / ☐ 改造している (→4. を記載)

確認事項		確認結果
一般	鋭利な突起物のない構造であること (構造上、必要なものを除く。)	☐ 適 / ☐ 否
	無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有していること。	☐ 適 / ☐ 否
	無人航空機を飛行させる者が燃料又はバッテリーの状態を確認できること。	☐ 適 / ☐ 否
遠隔操作の機体	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸及び着陸ができること。	☐ 適 / ☐ 否/ ☐ 該当せず
	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した飛行 (上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング (回転翼機)、下降等) ができること。	☐ 適 / ☐ 否/ ☐ 該当せず
	緊急時に機体が暴走しないよう、操縦装置の主電源の切断又は同等な手段により、モーター又は発動機を停止できること。	☐ 適 / ☐ 否/ ☐ 該当せず
	操縦装置は、操作の誤りのおそれができる限り少ないようにしたものであること。	☐ 適 / ☐ 否/ ☐ 該当せず
	操縦装置により適切に無人航空機を制御できること。	☐ 適 / ☐ 否/ ☐ 該当せず
自動操縦の機体	自動操縦システムにより、安定した離陸及び着陸ができること。	☐ 適 / ☐ 否/ ☐ 該当せず
	自動操縦システムにより、安定した飛行 (上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング (回転翼機)、下降等) ができること。	☐ 適 / ☐ 否/ ☐ 該当せず
	あらかじめ設定された飛行プログラムにかかわらず、常時、不具合発生時等において、無人航空機を飛行させる者が機体を安全に着陸させられるよう、強制的に操作介入ができる設計であること。	☐ 適 / ☐ 否/ ☐ 該当せず

省略

【改正後】様式 2

機体（旧ホームページ掲載無人航空機）

2. 次の内容を確認すること。^{*2}ただし、個別の機体認証無人航空機において使用条件等指定書の範囲内であることを確認した場合又は型式認証無人航空機において無人航空機飛行規程の範囲内であることを確認した場合には、記載を省略することができる。

確認事項		確認結果
一般	鋭利な突起物のない構造であること (構造上、必要なものを除く。)	☒ 適 / ☐ 否
	無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有していること。	☒ 適 / ☐ 否
	無人航空機を飛行させる者が燃料又はバッテリーの状態を確認できること。	☒ 適 / ☐ 否
遠隔操作の機体	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸及び着陸ができること。	☒ 適 / ☐ 否/ ☐ 該当せず
	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した飛行 (上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング (回転翼機)、下降等) ができること。	☒ 適 / ☐ 否/ ☐ 該当せず
	緊急時に機体が暴走しないよう、操縦装置の主電源の切断又は同等な手段により、モーター又は発動機を停止できること。	☒ 適 / ☐ 否/ ☐ 該当せず
	操縦装置は、操作の誤りのおそれができる限り少ないようにしたものであること。	☒ 適 / ☐ 否/ ☐ 該当せず
	操縦装置により適切に無人航空機を制御できること。	☒ 適 / ☐ 否/ ☐ 該当せず
自動操縦の機体	自動操縦システムにより、安定した離陸及び着陸ができること。	☒ 適 / ☐ 否/ ☐ 該当せず
	自動操縦システムにより、安定した飛行 (上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング (回転翼機)、下降等) ができること。	☒ 適 / ☐ 否/ ☐ 該当せず
	あらかじめ設定された飛行プログラムにかかわらず、常時、不具合発生時等において、無人航空機を飛行させる者が機体を安全に着陸させられるよう、強制的に操作介入ができる設計であること。	☒ 適 / ☐ 否/ ☐ 該当せず

旧ホームページ掲載無人航空機につきましては、『改造していない』で省略しておりました確認事項へのチェックが必要となります。

→DIPS申請の場合、**機体登録時**にこの設問に回答

操縦者の審査について

(「ホームページ掲載講習団体等が行う技能認証」を活用した運用の廃止)

**令和7年12月の審査要領改正により、飛行許可及び承認申請で
資料の一部を省略することを可能としていた**

**「ホームページ掲載講習団体等が行う技能認証」の運用を廃止します。
引き続き無人航空機操縦者技能証明を保有する場合は一部省略が可能です。**



これまでの飛行許可・承認申請における民間技能認証の役割

「無人航空機の講習団体一覧及び講習団体を管理する団体一覧」に記載された講習団体等の講習修了者は必要書類を提出することで、飛行申請時に求めている「申請書様式 3 及び無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性資料」の提出を不要としておりました。



令和4年の無人航空機操縦者技能証明の制度の開始により、
その3年後に民間技能認証を活用した審査を終了することが宣言されていたことから、
令和7年12月の審査要領改正により廃止いたします。

令和7年12月の審査要領改正により、飛行許可及び承認申請で
資料の一部を省略することを可能としていた

「ホームページ掲載講習団体等が行う技能認証」の運用を廃止します。
引き続き無人航空機操縦者技能証明を保有する場合は一部省略が可能です。



改正後の操縦者の審査について

- 操縦者技能証明を保有する場合、飛行許可・承認申請で一部の資料の省略が可能です。
- 操縦者技能証明を保有しない場合、審査要領を確認し、基本基準及び追加基準の適合性をご確認の上で申請が必要です。飛行経歴・知識・能力が審査基準に適合することをお示しください。

※適合性が「否」の場合は、代替的安全対策をお示し頂きます。

今後の申請について <操縦者>

【現行】様式 1・3

操縦者（民間技能認証保有者）

様式 1

無人航空機を飛行させる者の
無人航空機操縦者技能証明
書番号又は無人航空機の
飛行経歴並びに無人航空機
を飛行させるために必要な
知識及び能力に関する事項

無人航空機を飛行させる者
技能証明書番号

技能証明事項

区分

種類

総重量

飛行の
事項

民間技能認証を保有する場合、写しを添付することで様式 3 の添付が省略された。

別添資料のとおり※1。

申請する飛行の内容が区分及び限定事項の範囲内であることを確認した※2。

変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。

様式 3

確認事項		確認結果	
飛行経歴	無人航空機の種類別に、10 時間以上の飛行経歴を有すること。※2	□適 / □否	
知 識	航空法関係法令に関する知識を有すること。	□適 / □否	
	安全飛行に関する知識を有すること。 ・飛行ルール（飛行の禁止空域、飛行の方法） ・気象に関する知識 ・無人航空機の安全機能（フェールセーフ機能 等） ・取扱説明書等に記載された日常点検項目 ・自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造及び取扱説明書等に記載された日常点検項目 ・無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制 ・飛行形態に応じた追加基準	□適 / □否	
能 力	一般	飛行前に、次に掲げる確認が行えること。 ・周囲の安全確認（第三者の立入の有無、風速・風向等の気象 等） ・燃料又はバッテリーの残量確認 ・通信系統及び推進系統の作動確認	□適 / □否
	遠隔操作の機体※3	GPS 等の機能を利用せず、安定した離陸及び着陸ができること。	□適 / □否
		GPS 等の機能を利用せず、安定した飛行ができること。 ・上昇 ・一定位置、高度を維持したホバリング（回転翼機） ・ホバリング状態から機首の方向を 90° 回転（回転翼機） ・前後移動 ・水平方向の飛行（左右移動又は左右旋回） ・下降	□適 / □否
		自動操縦の機体※4	自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。
		飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させられるよう、適切に操作介入ができること。	□適 / □否

【改正後】様式 3

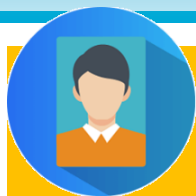
操縦者（民間技能認証保有者）

飛行経歴は、既存の民間技能認証では示せませんので、これまでの飛行経験で満たしていただくか、訓練等で別途満たしてください。

様式 3

確認事項		確認結果	
飛行経歴	無人航空機の種類別に、10 時間以上の飛行経歴を有すること。※2	☐ 適 / ☐ 否	
知識	航空法関係法令に関する知識を有すること。	☒ 適 / ☐ 否	
	安全飛行に関する知識を有すること。 ・飛行ルール（飛行の禁止空域、飛行の方法） ・気象に関する知識 ・無人航空機の安全機能（フェールセーフ機能 等） ・取扱説明書等に記載された日常点検項目 ・自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造及び取扱説明書等に記載された日常点検項目 ・無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制 ・飛行形態に応じた追加基準	☒ 適 / ☐ 否	
能力	一般	飛行前に、次に掲げる確認が行えること。 ・周囲の安全確認（第三者の立入の有無、風速・風向等の気象 等） ・燃料又はバッテリーの残量確認 ・通信系統及び推進系統の作動確認	☒ 適 / ☐ 否
	遠隔操作の機体※3	GPS 等の機能を利用せず、安定した離陸及び着陸ができること。	☒ 適 / ☐ 否
		GPS 等の機能を利用せず、安定した飛行ができること。	
		・上昇 ・一定位置、高度を維持したホバリング（回転翼機） ・ホバリング状態から機首の方向を 90° 回転（回転翼機） ・前後移動 ・水平方向の飛行（左右移動又は左右旋回） ・下降	☒ 適 / ☐ 否
	自動操縦の機体※4	自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。	☒ 適 / ☐ 否
	飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させられるよう、適切に操作介入ができること。	☒ 適 / ☐ 否	

【参考】DIPS2.0について <操縦者>



DIPS2.0の「操縦者情報の登録・変更画面」の 操縦者の情報から民間技能認証の項目を削除します



飛行許可・承認メインメニュー

飛行許可・承認の申請に必要な情報を準備する

無人航空機情報の登録・変更

操縦者情報の登録・変更

申請を行う機体情報を登録します。
申請書を作成する際には画面上で登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

申請書を作成する際には画面上で登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。



5.住所

国/地域 日本/Japan 都道府県

市区町村・番地

II.H.P掲載団体技能認証情報を入力してください。(有していない場合は「3.操縦者の基準の適合性」を入力してください。)

登録済の技能認証一覧

No	技能認証番号	発行団体名

選択行

発行団体、講習団体のコードはこちらを参照

1.発行団体コード

選択

2.講習団体コード

削除

3.機体の種類

☐ 飛行機 ☐ 回転翼 ☐ 滑空機 ☐ 飛行船

4.飛行の区分

☐ 基本 ☐ 夜間飛行 ☐ 異域外飛行 ☐ 物件投下 ☐ 区分なし

5.技能認証番号

6.発行日

yyyy/mm/dd

7.技能認証証明書

選択 ※選択されていません

登録

III. 操縦者の基準の適合性について以下の設問に回答してください。

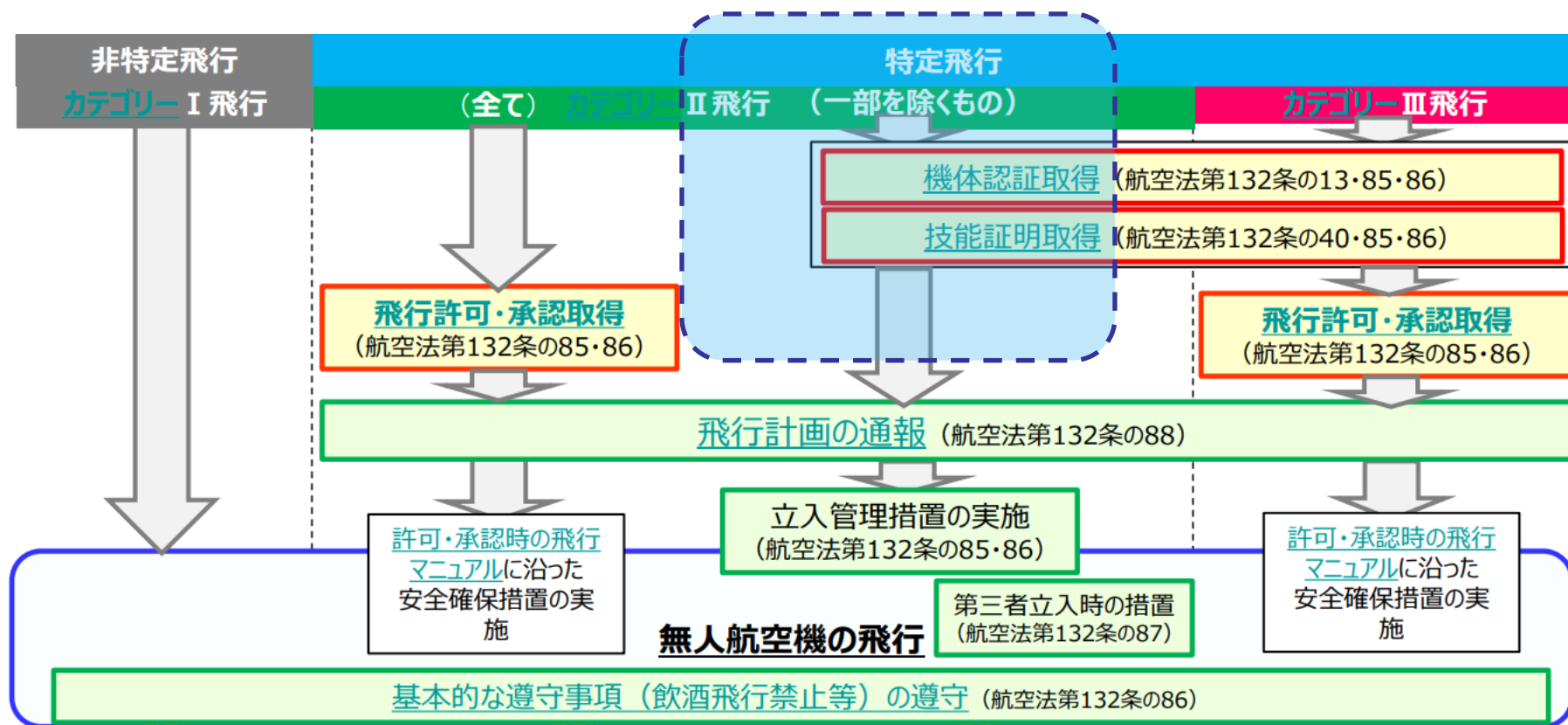
DIPS改修にて
項目を削除しますが、
改修後は追加で入力
いただくことはございません。

そのまま
申請が可能です。

【参考】操縦者技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合の許可・承認を不要とする制度について

★ 一定の条件を満たす場合、許可・承認を不要とすることができます ★

人口集中地区の上空、夜間における飛行、目視外での飛行、人又は物件との間に30mの距離を保てない飛行であって、飛行させる無人航空機の最大離陸重量が25kg未満の場合については、立入管理措置を講じた上で、操縦者技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合、飛行マニュアルの作成等無人航空機の飛行の安全を確保するために必要な措置を講じることで、許可・承認を不要とすることができます。



【参考】無人航空機技能証明について

無人航空機技能証明制度 は、

無人航空機を飛行させるのに必要な技能(知識及び能力)を有することを国が証明する資格制度です。



[001892292.pdf](#)



飛行許可・承認の手続きを省略！

資格を持っていれば、一部の飛行許可・承認申請が不要になります。^{※2}
業務はもちろん、趣味が目的でもOK



ハイレベルな飛行が可能に！

有人地帯上空での飛行(レベル4飛行)^{※3}や、補助者や看板等による「立入管理措置」を伴わない飛行(レベル3.5飛行)が可能になり、ドローン活用の方が広がります。



キャリアアップや就職などに有利！

今やドローンは、建築物の点検や荷物配送など、様々な場で使われています。国家ライセンスは、あなたの知識やスキルを証明し活躍の場を広げるほか、業務の受注にあたり発注元から要求されることがあります。

制度の詳細は下記よりご確認ください。

無人航空機 技能証明



<https://www.mlit.go.jp/koku/license.html>



※1 正式名称は「無人航空機操縦者技能証明」です。

※2 申請が不要となるのは機体認証機を用いたカテゴリーⅡBの特定飛行に該当する場合です。なお、飛行前の飛行計画通報は必要です。

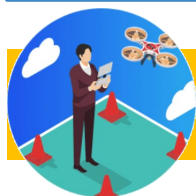
※3 一等の無人航空機操縦者技能証明等が必要です。

安全体制の審査について

(「航空局ホームページに掲載されている団体等が定める飛行マニュアル」の活用を廃止)

令和7年12月の審査要領改正により、飛行許可及び承認申請で安全体制を示す飛行マニュアルに関して、「航空局ホームページに掲載されている団体等が定める飛行マニュアル」の制度を終了します。

改正後の飛行許可・承認申請では、「標準マニュアル」等をご使用ください。



安全体制を示す飛行マニュアルの使用について

飛行許可・承認申請に使用する飛行マニュアルのうち、「標準マニュアル」及び「航空局ホームページに掲載されている団体等が定める飛行マニュアル」は航空局が公開または確認済みの飛行マニュアルをご使用いただくことで、当該部分の審査を省略し迅速化につなげております。



「航空局標準マニュアル」の公開により「航空局ホームページに掲載されている団体等が定める飛行マニュアル」の活用例が減少していることから、関係する運用を廃止いたします。

令和7年12月の審査要領の改正により、許可・承認において「ホームページ掲載無人航空機」、「ホームページ掲載講習団体等が行う技能認証」「航空局ホームページに掲載されている団体等が定める飛行マニュアル」を活用した運用を廃止します。

主な改正点

 機体 申請の資料の一部を省略する運用

改正前	「型式認証機・機体認証機」又は「ホームページ掲載無人航空機」に該当している場合
改正後	「型式認証機・機体認証機」の場合

 操縦者 申請の資料一部を省略する運用

改正前	「操縦者技能証明」又は「民間技能認証」を保有している場合
改正後	「操縦者技能証明」を保有している場合

 安全体制を示すマニュアルについて

改正前	「標準マニュアル」又は「航空局ホームページに掲載されている団体等が定める飛行マニュアル」、「リスク評価ガイドラインに基づき作成した飛行マニュアル」、「その他作成したマニュアル」の使用
改正後	「標準マニュアル」又は「リスク評価ガイドラインに基づき作成した飛行マニュアル」、「その他作成したマニュアル」の使用

「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）」の改正に伴うスケジュールは以下のとおりです。

令和7年12月上旬 審査要領の公布

※今後、審査要領の改正に関する情報は航空局HP等での発信を予定しています。

令和7年12月18日 審査要領の施行予定 (DIPS2.0改修)

5 今後の申請に係る注意事項

**制度改正に伴うDIPS改修により、長期間のシステムメンテナンスを実施します。
以下 2 点、ご理解とご協力をお願いいたします。**

- ① DIPS2.0の改修のため、12月15日～18日の間、飛行許可・承認申請の受付を停止します。**
- ② 審査要領の改正日以降、ホームページ掲載無人航空機及び技能認証を含む申請は適用できません。そのため、12月18日以前にいただいた電子申請のうち、ホームページ掲載無人航空機及び技能認証が含まれる申請の変更・更新申請等ができなくなります。**

今後の申請に係る注意事項①

<DIPS2.0改修に伴う申請受付停止のご案内>

**DIPS改修に伴い、12月15日～18日のDIPS改修終了までの間、
補正申請を含むすべての申請の受付を停止します。**

12月15日以降に申請内容に対する補正事項が発生した場合、補正申請ができません。

12月18日のDIPS改修後に新規申請をお願いいたします。

なお、ホームページ掲載無人航空機及び技能認証を含まない申請は、
12月18日以降もそのまま補正申請が可能です。

審査要領 施行

14時～受付停止

メンテナンス後リリース

	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	—		
	12/ 11木	12/ 12金	12/ 13土	12/ 14日	12/ 15月	12/ 16火	12/ 17水	12/ 18木	12/19	12/20
1 新規申請	申請受付				申請受付 停止			申請受付 ※ ホームページ 掲載無人航 空機及び民 間技能認証を 含まない申請 のみ利用可能		
2 下書きからの新規申請										
3 申請済み申請からの補正申請										
4 過去申請からの複写申請										
5 過去申請からの変更申請										
6 過去申請からの更新申請										
7 申請済み4～6からの補正申請										

今後の申請に係る注意事項②

<DIPS2.0における今後の申請手続きに関するご案内>

**12月18日以前に許可・承認を取得していた申請のうち、
ホームページ掲載無人航空機及び技能認証が含まれていた申請については、
制度が適用できないため、「複製」「変更申請」「更新申請」等ができなくなります。**

12月18日以降、新規申請頂いた申請書については、変更申請や更新申請等は可能です。
※紙申請は、新たな様式でのご提出をお願いしたく、改正後、一律新規申請をお願いいたします。

審査要領 施行

14時～受付停止

メンテナンス後リリース

	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	—		
	12/ 11木	12/ 12金	12/ 13土	12/ 14日	12/ 15月	12/ 16火	12/ 17水	12/ 18木	12/19	12/20
1 新規申請	申請受付				申請受付 停止			申請受付 ※ ホームページ 掲載無人航 空機及び民 間技能認証を 含まない申請 のみ利用可能		
2 下書きからの新規申請										
3 申請済み申請からの補正申請										
4 過去申請からの複写申請										
5 過去申請からの変更申請										
6 過去申請からの更新申請										
7 申請済み4～6からの補正申請										

本書のポイント

審査要領の改正により、無人航空機の飛行に関する許可・承認において
「ホームページ掲載無人航空機」、「ホームページ掲載講習団体等が行う技能認証」
「航空局ホームページに掲載されている団体等が定める飛行マニュアル」を活用した申請を廃止します。

- ✦ 型式認証、機体認証及び無人航空機操縦者技能証明により許可・承認申請に係る手続の一部を簡略化する制度の運用開始より約 3 年が経過し、令和 7 年 3 月の審査要領改正による申請手続の簡素化等を進めてきたことから、**従来審査要領において許可・承認の申請手続の一部を省略可能としていた「ホームページ掲載無人航空機」及び「ホームページ掲載講習団体等が行う技能認証」に係る運用を廃止いたします。**これに伴い「カテゴリー II 飛行に関する許可・承認の審査要領」が改正されます。

- ✦ 審査要領の改正後、許可・承認の申請手続の一部を省略可能となるのは以下のとおりです。

申請の資料の一部を省略する運用	
機体	「 <u>型式認証機・機体認証機</u> 」の場合
操縦者	「 <u>操縦者技能証明</u> 」を保有している場合

審査要領の改正により、無人航空機の飛行に関する許可・承認において
「ホームページ掲載無人航空機」、「ホームページ掲載講習団体等が行う技能認証」
「航空局ホームページに掲載されている団体等が定める飛行マニュアル」を活用した申請を廃止します。

- ✦ **審査要領の改正に伴い、DIPS 2.0を改修し、申請書式が変更いたします。**
そのため、申請書式の変更に伴い、12月15日～12月18日の間、飛行許可・承認申請における新規申請や補正申請、変更申請、更新申請の受付を停止します。（飛行計画通報等のその他の機能は使用可能です。）
- ✦ 12月18日以前に許可・承認を取得していた申請のうち、ホームページ掲載無人航空機及び民間技能認証が含まれていた申請については、制度が適用できないため、「複製」「変更申請」「更新申請」等ができなくなります。
（ホームページ掲載無人航空機及び民間技能認証が含まれていない申請に関しては、12月18日以降も変更申請や更新申請が可能です。）

補足事項

- ✈ 審査要領の改正に関する情報やDIPS2.0を使用した具体的な申請手続きの方法について、航空局HP等での発信を予定しています。
- ✈ 無人航空機の飛行許可・承認申請は、ドローン情報基盤システム(DIPS2.0)ですべての手続きが可能です。申請の際には今後も[ドローン情報基盤システム2.0](#)の利用をお願いいたします。
- ✈ ご不明点等ございましたら、無人航空機ヘルプデスクへご連絡をお願いいたします。

☎ 無人航空機ヘルプデスク連絡先：QRコードリンク先最下段より

無人航空機 飛行ルール

